

委員会提出議案第 1 号

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者 議会運営委員長 宮 本 政 志

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会基本条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 2 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項を次のように改める。

第 2 7 条 議員は、政治に携わる者が守るべき職業倫理である政治倫理を常に
自覚しなければなりません。

第 2 7 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（山陽小野田市議会議員政治倫理条例の廃止）

2 山陽小野田市議会議員政治倫理条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 2 4
号）は、廃止する。

委員会提出議案第1号参考資料

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(政治倫理) 第27条 <u>議員は、政治に携わる者が守るべき職業倫理である政治倫理を常に自覚しなければなりません。</u></p>	<p>(政治倫理) 第27条 <u>議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</u> <u>2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。</u></p>